

化学物質規制の見直しについて

(職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書のポイント)

～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～

厚生労働省化学物質対策課

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルトトルイジンによる膀胱がん事案、MOC Aによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

2 参集者

《本検討会》

| | |
|-------|--|
| 明石 祐二 | (一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹 |
| 漆原 肇 | 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長 |
| 大前 和幸 | 慶應義塾大学名誉教授 |
| 尾崎 智 | (一社)日本化学工業協会常務理事（第14回検討会～） |
| ○城内 博 | (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長 |
| 高橋 義和 | U A ゼンセン労働条件局部長 |
| 中澤 善美 | 全国中小企業団体中央会参与 |
| 永松 茂樹 | (一社)日本化学工業協会常務理事（～第13回検討会） |
| 名古屋俊士 | 早稲田大学名誉教授 |
| 三柴 丈典 | 近畿大学法学部教授 |
| 宮腰 雅仁 | JEC連合副事務局長 |

《リスク評価ワーキンググループ》

| | |
|-------|--|
| 植垣 隆浩 | 三菱ケミカル(株)プロダクトスチュワードシップ・品質保証本部化学品管理部長 |
| 梅田 真一 | (一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部長 |
| 漆原 肇 | 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長 |
| 大前 和幸 | 慶應義塾大学名誉教授 |
| 甲田 茂樹 | (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理 |
| ○城内 博 | (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長 |
| 名古屋俊士 | 早稲田大学名誉教授 |
| 平林 容子 | 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長 |
| 三柴 丈典 | 近畿大学法学部教授 |
| 村田麻里子 | 製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長 |
| 山岸 新一 | JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部長) |
| 山口 忍 | DIC(株)レシポンシブルケア部化学物質情報管理グループマネージャー |

3 開催状況

本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

- 特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、

➡ 危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、**国が定める管理基準の達成**を求め、達成のための**手段は指定しない**方式に大きく転換

<新たな仕組み（自律的な管理）のポイント>

- 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ

- ・危険性・有害性の**情報の伝達**（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
- ・**リスクアセスメント**の実施（製造・使用時）
- ・労働者が**吸入する濃度**を国が定める管理基準以下に管理

※ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択

- ①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等、③作業手順の改善等、④有効な呼吸用保護具の使用

※管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務

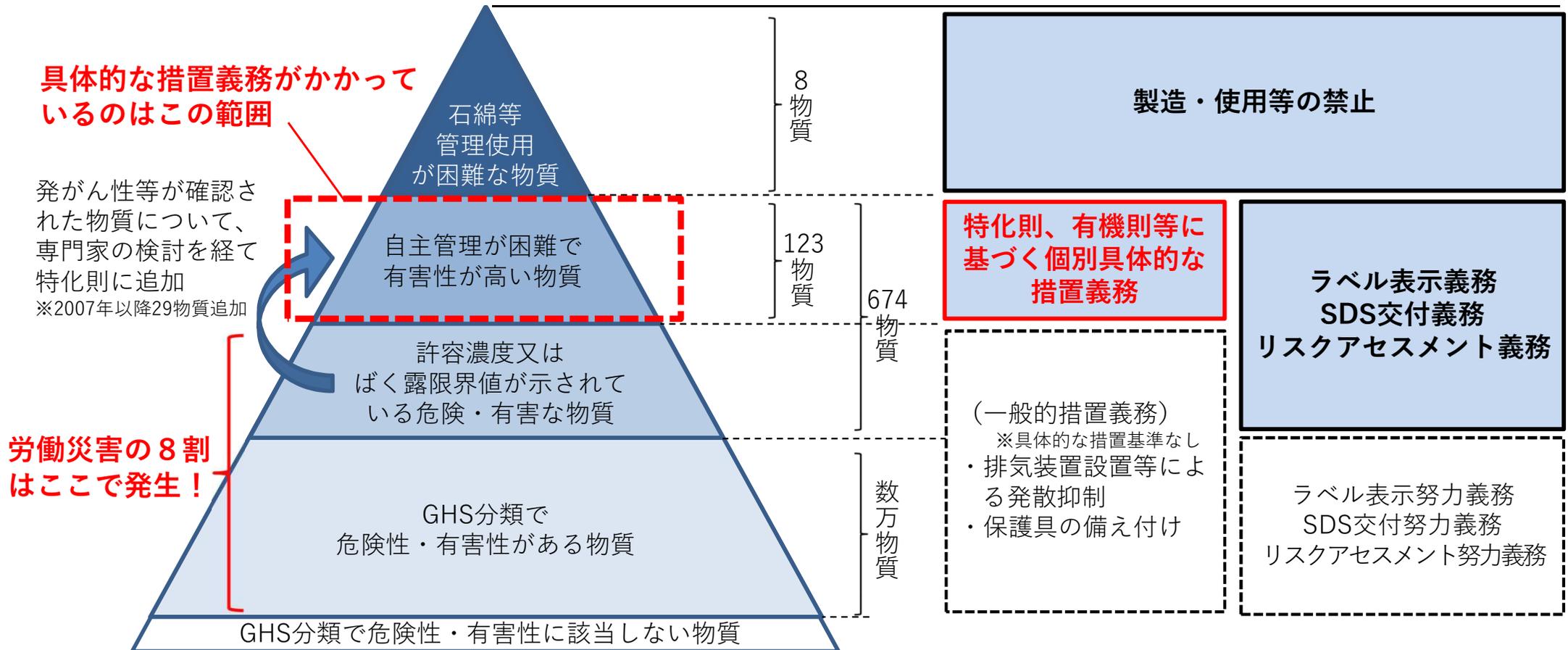
- ・薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐための**保護眼鏡、保護手袋**等の使用

- 労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や特定の作業の**禁止・許可制**を導入

- 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、**5年後を目途**に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定

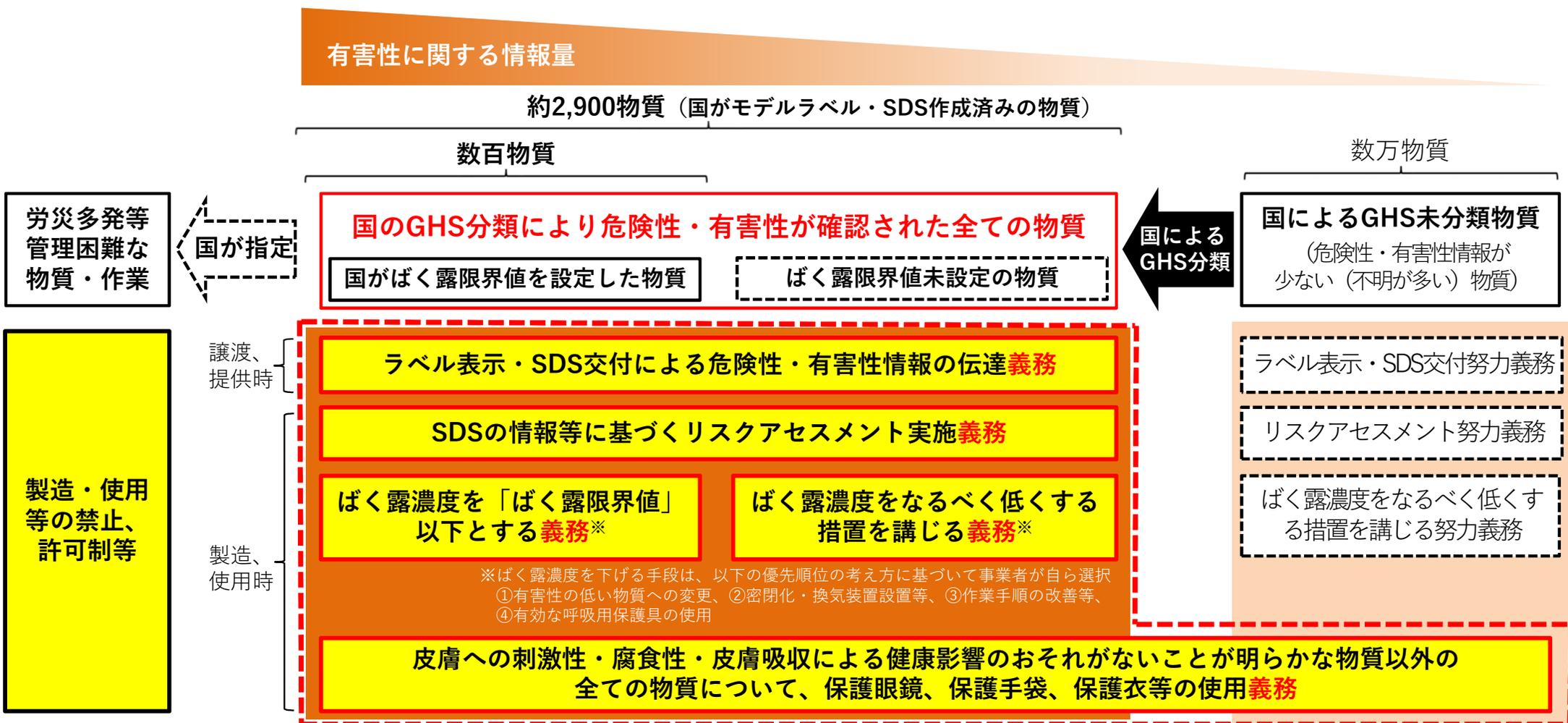
現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生（規制とのいたちごっこ）



見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

- 措置義務対象の**大幅拡大**。国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が**自ら選択可能**
- 特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認

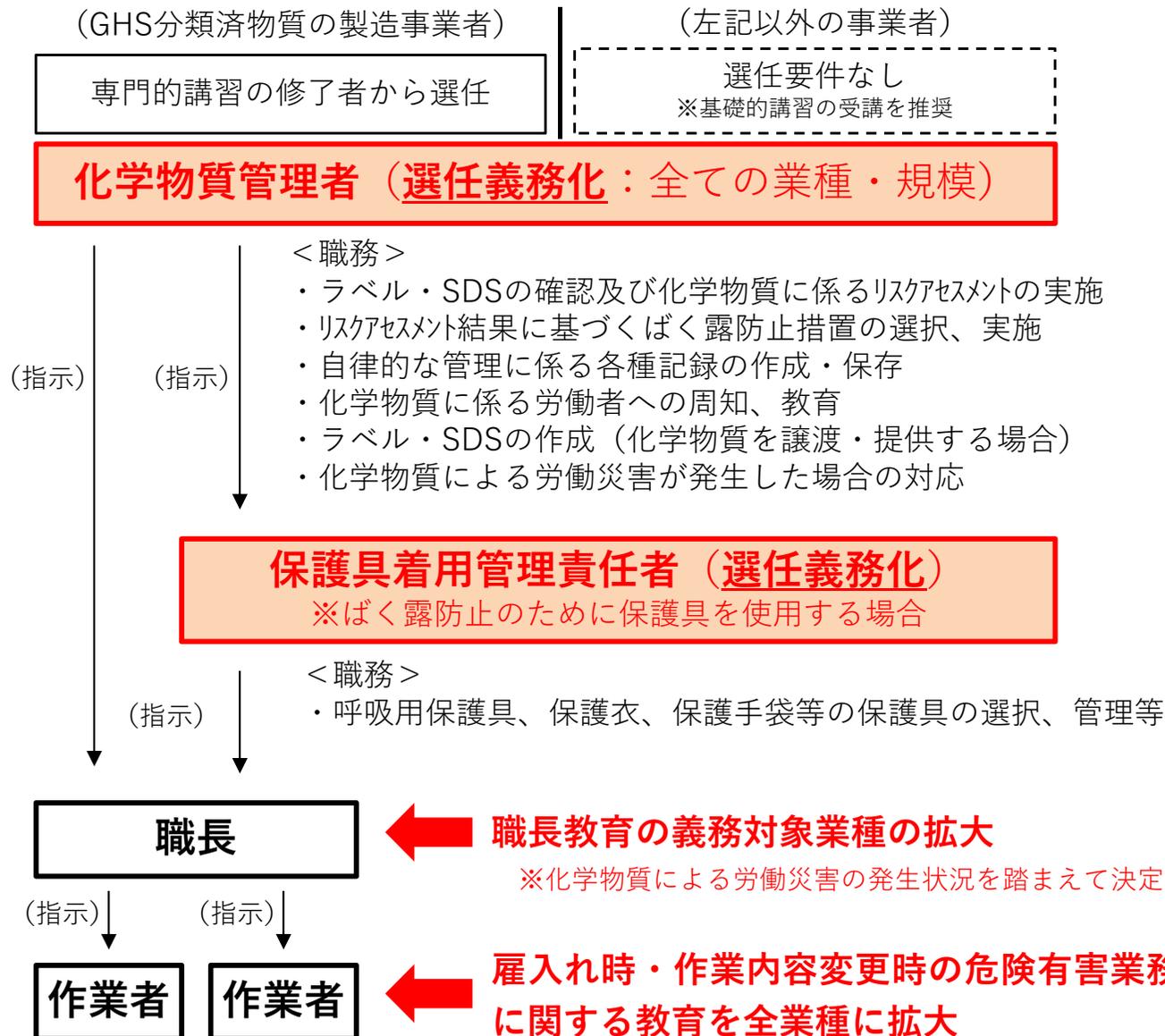


事業者措置義務がかかる範囲

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

事業場内の化学物質管理体制



専門家による相談・助言・指導

確保・育成

- ・国、業界団体、関係機関が協力して育成
- ・中小企業向けの相談・支援体制の整備
- ・化学物質専門家の国家資格化の検討